

# 学校いじめ防止基本方針

柏市立豊小学校

平成 27 年 3 月策定  
令和 7 年 4 月一部改訂

本方針は、平成 25 年 6 月 28 日公布、同年 9 月 28 日施行「いじめ防止対策推進法」第 13 条（学校基本方針の策定）に伴い、人権尊重の理念に基づき、柏市立豊小学校のすべての児童が充実した学校生活を送ることができるように「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。この法律の趣旨を踏まえ、校内体制を整備し、「いじめ防止対策」を推進していく。

## 1. 定義・基本理念

### (1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第 2 条より）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。

なお、起きた場所は学校の内外を問わない。

### (2) 基本理念

日本国憲法第 11 条では、「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利」としており、人権保障の基本原則をさだめている。また、13 条では、個人の尊重や幸福追求権についても定めている。教育基本法、児童憲章や児童の権利に関する条約等においても、児童の権利を守る様々な規定がある。これら保障された児童生徒の権利を「いじめ」は著しく侵害するものであり、明らかな人権侵害である。

学校においては、いじめ未然防止の観点から、学校生活のあらゆる場面において、日ごろから児童の心の成長を促し、「いじめをしない、させない、傍観しない」との認識を全職員及び児童が再確認するとともに、「いじめはどこにでも起こり得る」との認識のもと、いち早い発見と対応ができるよう、情報収集と組織での対応を心掛けなければならない。

また、いじめ防止対策推進法第 9 条にある通り、保護者は、児童に対し規範意識を養う等、いじめ防止について、学校と同一歩調で取り組んでいく必要があることについて、継続的に情報発信していくものとする。

※第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うように努めるものとする。

※第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ基本方針を参考し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

### (3) 解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。「解消」している状態とは、

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（三ヶ月が目安）継続している。
  - ② 被害者が心身の苦痛を受けていない。（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認が必要）
- という二つの要件が満たされていることを指す。

## 2. 学校体制での取り組み

○すべての児童が安心安全に学校生活をおくることができるようとする。

### (1) 生徒指導部会

月一回の部会には、管理職及び生徒指導主任、各学年の生徒指導担当により、各学年の状況について情報交換をするとともに、状況改善や継続のための手立てを話し合う。必要に応じてスクールソーシャルワーカーも参加する。

### (2) 特別支援教育推進委員会

特別支援コーディネーターが集約した特別な支援を要する児童についての情報を基に、必要に応じて開催し、当該児童への支援方針を検討する。

### (3) 職員会議

年度初め及び必要に応じて「学校いじめ防止基本方針」を基に職員研修を実施するとともに、いじめの状況や特別な支援を要する児童について毎月、全職員で共通理解を図るとともに、指導の方針と手立てを周知する。

### (4) いじめ対策会議

いじめ事案が確認された（または認知された）際、招集する。解決までの中核的な役割を担う。構成メンバーは、管理職、生徒指導主任、教育相談担当、当該学年主任、担任、その他関係職員とし、管理職を含む3人以上で成立させることができる。

### (5) 外部機関

いじめ防止対策推進法第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）に則り、事案によっては、教育委員会、少年補導センター、警察、スクールカウンセラー、学習相談室、学校医、幼保こ小中との連携を取りながら対策を講じる。

また、問題によっては、柏市教育委員会児童生徒課や柏市問題対策支援チームと連携を図り、それぞれの専門性を生かした支援体制を構築していくようとする。

※第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

### 3. いじめ未然防止のための取り組み

- ①児童が生き生きとした姿で授業や行事に参加・活躍できる学校づくりを進める。
- ③すべての児童に集団の一員としての自覚や自信が生まれるようにする。
- ③教師の不適切な言動により、いじめが誘発することのないように注意する。
- ④取り組みには、PDCAサイクルに基づき検証し、継続化を図る。

#### (1) 学級経営

小学生の一日の生活の場はほとんどが教室であり、学級担任・教科担任の言動が教室の雰囲気や子供同士の関わり方に大きく影響を及ぼすものであること、教職員の不適切な発言（差別的発言や児童を傷つける発言等）が体罰やいじめを助長することを強く認識する必要がある。その上で、次のことを基本として日々の指導に役立てるものとする。

##### ① 児童理解

学級には様々な生い立ち、家庭環境、個性を持った児童がいる。そのすべての児童の気持ちを理解する必要がある。その上で、児童個々の人格の完成を目指し、児童個々に応じた日々の言葉かけや指導の方法を考えなければならない。

学校生活のあらゆる場面で児童を観察し、変化には迅速な対応ができるように心がける。また、一人の児童を全職員で見ていくことを共通理解し、情報提供・情報収集に努める。そして、電話や連絡帳でのやりとり、担任および管理職、関係職員を交えての面談等で保護者との連絡・連携を密に取っていく。

##### ② 居場所づくりと自己存在感

自分の存在価値を認められており、充実した生活を送ることができる児童は、学校でのストレスが低くなり、向上心をもって物事を取り組めるようになる。そのためには、児童個々の特性を理解している担任の言葉かけや助言が、良い方向へ導く効果的な方法となる。（係活動等の諸活動、クラブ・委員会への参加助言や効果的な場面をとらえての褒め言葉等）

##### ③ 学級集団作り

児童が満足し、充実感を得られるような学級集団を目指す。話を十分に聞き入れ児童理解を深めること、規範意識を醸成すること、この2つを合わせることが大切である。

行事等の計画をする際には、過度の競争意識や勝利至上主義等はいじめを誘発する可能性があることを意識する。

また、「いじめをしない、させない、傍観しない」という正しいことが正しいと認められる集団を目指す。

週に一度の「ゆたかタイム」では、学級レクを行う日を設定し、たくさんの仲間と関わる時間を作り、帰属意識を高める。

#### (2) 組織対応

全職員の共通理解をし、いじめに対しては、学校組織全体で取り組む。教師集団の性別・年齢・経験年数等それぞれの良さを生かし、教師側がさまざまな役割分担を行い、多面的な指導を行うことで職員が児童全員を導いていくことが必要である。

### (3) 生徒指導目標の明確化

教育は人格の完成を目指すものである。少なくとも義務教育終了までを視野に入れ、今何をすべきかを明確にしておくべきである。学年が上がり自我が目覚めてくるに従い指導が難しくなる。研修により発達段階に応じた指導スキルを身に付けられるよう努める。

### (4) 特別の教科 道徳

規範意識、友情、生命尊重等について考えさせる。年間35時間の授業時数を行うことは当然のことであるが、学校生活全体と通してタイムリーな事案に沿って考えさせ指導することも必要である。

### (5) 教科指導

千葉県教育委員会は、生徒指導充実のための基本方針の1つとして「生徒指導の機能を生かした『わかる授業』の展開」を挙げている。

このことは、小グループ活動等で、お互いの考え方や意見を交換し合う等、コミュニケーション能力の育成を重視しながら理解を深めさせていくことの大切さを示している。

「学習内容がわかる」「授業が楽しい」と感じさせることは、充実した学校生活につながるものもある。

### (6) 情報モラル教育

携帯電話・スマートフォンやSNSが子どもたちにも急速に普及する中で、児童生徒が、自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つとともに、インターネットやSNSにおいて他者との間に良好な関係を築いていくよう、情報モラル教育の推進に努めることが必要である。

### (7) 児童会活動

#### ①異学年交流活動

なかよし活動（縦割り集団）により、上級生がリーダーシップを発揮できる機会を与えることは、自己有用感を高めること、また、下級生への思いやりの心を育むという両面から有効であると考えられる。しっかりとした準備による運営をしていく。

下級生は、上級生とともに活動をする中で、異年齢の児童との関わり方について学ぶことができる。さらに、上級生の活動を支える中で、自らも集団を支える立場になるという自覚を持っていく。

#### ②委員会活動

各委員会に所属し、自分だけの役割を持って学校全体のために活動することで、責任感や自己有用感、高学年としての意識を高めることができると考えられる。6年生、5年生児童の間での教える、教えてもらうという関係の中で、互いを信頼し合ったり、思いやりの心を育んだりすることができる。

## 4. いじめ早期発見のための取り組み

### (1) 教育相談週間

毎学期実施している教育相談は全員と実施するようとする。希望があれば、担任以外の教員との相談も可能とする。また、学校だより等を通して、教育相談日、スクールカウンセラー来校日等についても保護者に周知する。

### (2) 豊小 生活アンケート

毎月月末に実施するアンケートにより、担任はいじめの有無や学級の状況を把握する。その後、生徒指導主任は、全学年分をまとめて管理職へ報告する。また、学年主任は担当する学年児童の情報収集を行い、学年主任会で情報共有を行う。学年会や生徒指導部会では、加害・被害児童ともに対策を協議し、指導計画を立案、実行する。

※各アンケートの保存期間は実施年度の末から5年間

### (3) 日常観察と情報提供・情報収集

児童と一番長い時間接しているのは担任である。学校生活のあらゆる場面で児童を観察して、変化に迅速な対応ができるように心がける。また、一人の児童を全職員で見ていくことを共通理解し、情報提供・情報収集に努める。

いじめについての相談や通報は、児童がいつでも相談できるような体制作りをする。

### (4) STANDBYアプリ（5・6年生児童に導入）

「STANDBYアプリ」は自分がいじめを受けている、もしくは友達がいじめられているのを目撃した場合、匿名で柏市教育員会にスマートフォンやパソコン等で報告、相談ができるアプリケーションである。SNSなどの外から見えにくいトラブルが増加していることからその対応策として、また子どもたちが正しいSOSを出せる相談ツールのひとつとして、利用を推進している。

## 5. いじめの早期対応および指導について

いじめの事実関係を聴取する場合には、当事者の精神状態、性別、関係児童の人数、発達段階、聴取時間、聴取場所に留意する。また、聴取方法は、児童の人権に配慮し、適切に行うものとする。

### (1) 報告

いじめの情報が入った時には、必ず発見者→学年主任→生徒指導主任→管理職への報告を欠かさずに行う。第一報後も適宜途中経過の報告をする。

### (2) 聞き取りとつき合わせ

聞き取りは、次の点に留意しながら、傾聴の姿勢を忘れずに丁寧に聞く。

- ・複数の教員が協力して行う。
- ・児童と教員が異性同士となるような聞き取りは避ける。また、部屋の扉を開けておく等配慮をする。
- ・児童の学年に応じて、実施場所や実施時間を考え、過度の負担を強いないように配慮する。
- ・客観的な事実のみを、必ず記録する。
- ・聞き取りに際しては被疑者を「必ず守る」ことを事前に伝える。
- ・両者の聞き取り内容のつき合わせをし、必要に応じて数回の聞き取りをする。

### (3) 該当者の調整

謝罪等の調整を行う。当人同士が納得できることが大切である。いじめられた者へは、必ず守り通すことを、いじめた側には、今後の励ましをこめて厳しさと愛情を含めて調整する。

### (4) 保護者連絡

どこで連絡を入れるかはとても大切である。いじめが分かった日には一度連絡を入れる。そのためには、聞き取り等のスピードが大切となる。

### (5) 見守り

いじめが継続していないか、さらに見えないところで行われていないか等、見守りが必要である。また、適宜双方への言葉かけを当面続け、愛情をもって見守っていることを継続的に伝えていく。また、必要に応じてスクールカウンセラーの活用を促す。

### (6) 反復指導

再発した場合は、指導体制を見直し、事例を検証し、反復指導を行う。

### (7) 被害児童について

- ・ 保護者や関係機関と連携を図りながら、スクールカウンセラーの活用も含め、被害者のケアを第一に、当該児童を支援する体制を整える。
- ・ 被害児童の状況に応じて、学習場所を変えたり、学校にいる時間を弾力的にしたりして、徐々に正常な学校生活が送れるようにしていく。
- ・

### (8) 加害児童について

加害者への指導は担任一人で抱え込みず、学年主任と生徒指導主任等を交えて考えていく。

- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させる。
- ・ いじめ再発の芽がある場合は、即刻指導し、再発を防止する。また、被害児童が加害児童を非常に恐れている場合など、被害児童と接触しないように活動場所を制限する。
- ・ 懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分留意し、いじめた児童が自らの悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。その際は、保護者に目的等を知らせ、理解を得るようにする。

### (9) 周りの児童たちについて

いじめは当事者だけの問題だけでなく、学級及び学年、学校全体の問題と考え、いじめの傍観者からいじめを防止するような仲裁者となるような声掛けをしていく。

- ・ 教師は「いじめは決して許さない」という毅然とした態度を示す。
- ・ はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。

被害児童、加害児童だけでなく、学級又は関係の児童集団（部活等）に対して、い

じめの根絶に対する指導を行うとともに、思いやりのあるやさしい心を育てるよう、児童の心に響く教材を使用した道徳の時間の実施や、豊かな人間関係プログラム、その他のグループエンカウンター等を活用して、望ましいコミュニケーション構築を図る。

#### (10) インターネット上のいじめへの対応

児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を付けさせ、いじめの未然防止に努める。

インターネット上のいじめを発見した場合には、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反等、事例によっては、少年補導センター等の専門機関と連携して対応していく。ただし、教職員による掲示板等の削除や発信者情報開示の代行は行わない。

#### (11) 特別な支援を必要とする児童への対応

LD・ADHD・自閉スペクトラム症等の発達障害特性を有する児童がいじめの対象となったり、集団への不適応を起こしたりする場合があることを踏まえ、学校全体で特別支援教育の推進・理解・啓発を図ることでいじめの未然防止に努める。

特別な支援を必要とする児童に対しては、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成と活用し、管理職や特別支援コーディネーターとも連携した校内体制の充実を図る。

#### (12) 配慮を要する児童への対応

外国にルーツのある児童や生活環境等に特別な事情のある児童（虐待や貧困等）、性的マイノリティ（LGBTQIA+）とされる児童については、教職員や児童、保護者の理解を促進したり、日常の児童の変化を観察したり、場合によってはSCやSSWを活用して必要に応じて関係機関と連携しながら対応する。

#### (13) 感染症等に関する人権への配慮

感染症等の感染者や濃厚接触者、感染症対策や治療にあたる医療従事者等に関係する児童に対して、偏見やいじめが起こらないよう、注意深く学校全体で見守ることでいじめの未然防止に努める。また、必要に応じてSC等と連携して対応する。

### 6. いじめの相談・通報体制について

#### (1) 校内

- ① 児童及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう、次の通り相談体制の整備を行う。
  - ② スクールカウンセラーの活用
  - ③ いじめ相談窓口の設置（教頭、生徒指導担当、養護教諭）

## (2) 校外

### ① 柏市教育委員会の相談窓口一覧

相談窓口名称	やまびこ電話柏	主催	少年補導センター
内 容	未成年のお子さん、保護者の方を対象に、学校、友人関係、家庭に関することについて電話相談を行っています。	電話番号	04-7166-8181
		受付時間	午後1時～午後7時 ※平日対応
相談窓口名称	少年補導センター電話相談	主催	少年補導センター
内 容	青少年の問題行動（非行など）で悩みを持つ保護者の方や教員を対象に、電話や面接による相談を受け付けています。	電話番号	04-7164-7571
		受付時間	午9時～午後5時 ※平日対応
相談窓口名称	幼児教育・学校教育相談	主催	児童生徒課
内 容	幼児・小学生・中学生の学業、不登校、交友関係、親子関係、発達に関することについて面接相談、電話相談を行っています。	電話番号	04-7131-6671 (受付・予約) 04-7131-6615 (電話相談)
		受付時間	午前9時～午後4時 ※平日対応
相談窓口名称	柏市適応指導教室「きぼうの園」 (柏市青少年センター敷地内)	主催	児童生徒課
内 容	小学生・中学生を対象とした不登校支援として、学習指導や基本的生活習慣改善のための相談などをしています。	電話番号	適応指導教室 「きぼうの園」 04-7133-9400
		受付時間	午前9時～午後4時 ※平日対応
相談窓口名称	学習相談室（豊四季台、 増尾台、大津ヶ丘の3か所）	主催	児童生徒課
内 容	小学生・中学生を対象とした不登校支援として、学習指導や基本的生活習慣改善のための相談などをしています。	電話番号	豊四季台学習相談室 (柏六小内) 04-7143-7724 増尾台学習相談室 (増尾西小内) 04-7175-7755 大津ヶ丘学習相談室 (大津ヶ丘第二小内) 04-7191-3366
		受付時間	午前9時～午後4時 ※平日対応

② 千葉県相談窓口一覧

相談窓口名称	東葛飾教育相談室		
主催	千葉県教育庁 東葛飾教育事務所 東葛飾研究所	電話番号	047-364-1200
		受付時間	電話相談 午前9時～午後5時 ※毎週月曜日～金曜日 (祝祭日を除く)
相談窓口名称	子どもと親のサポートセンター教育相談		
主催	千葉県教育委員会 子どもと親のサポートセンタ	電話番号	電話相談 0120-415-446 来所相談 0120-415-446 ファックス 043-207-6041 メール saposoudan@chiba-c.ed.jp
		受付時間	電話相談 午前9時～午後9時 いじめ相談は24時間受付 来所相談 予約受付 午前9時～午後5時 ファックス・メール相談 メール相談には必ず件名に「相談」と記入 ※平日対応 千葉県内から電話
相談窓口名称	ヤングテレホン及び面接相談		
主催	千葉県警察少年センター	電話番号	0120-783-497
		受付時間	電話相談 午前8時30分～午後5時15分 来所相談 午前8時30分～午後5時15分 (要電話予約) ※毎週月・火・木・金曜 (祝祭日を除く)

### ③ その他の相談窓口

相談窓口名称	千葉いのちの電話		
主催	社会福祉法人 千葉いのちの電話	電話番号	043-227-3900
		受付時間	24 時間対応・年中対応
相談窓口名称	悩み電話相談室		
主催	NPO 法人 教育支援三アイの会	電話番号	04-7162-2130
		受付時間	月～金曜：午前 10 時～午後 4 時 土曜：午前 10 時～午後 0 時 30 分

## 7. 関係機関等

### (1) 教育委員会

毎学期行われている市教委の調査で報告することはもちろんだが、重要事案については児童生徒課への連絡をするとともに、指導助言を受ける。連絡するか否かは、校長の判断による。

### (2) 柏市少年補導センター

インターネット等の先端情報技術に関わるいじめについては、少年補導センターや児童生徒課へ講師依頼して、先手の指導を欠かさない。

### (3) 幼保こ小中

小学校入学前の子ども同士の関係や家庭環境の情報を得て、児童理解を深める。小学校での状況は中学校へ引き継ぎ、卒業後も児童がよりよい成長を遂げられるよう後押しする。

### (4) 警察

重大事案発生時、必要があれば躊躇せずに警察に連絡し、応援を仰ぐ。連絡の判断は必ず校長による。

### (5) スクールカウンセラーの利用

児童個々と直接的に接してくれるスクールカウンセラーからの情報提供を受ける。

## 8. 保護者・地域との連携

### (1) 啓発活動

児童の規範意識やしつけ等、子どもの教育に対する第一義的責任は保護者にあることについて、学校だより等を通じて継続的に周知していく。特にゲーム機等インターネットを通してのいじめの予防や、いじめがあった場合の子どもの変化の特徴等について、学校だより等を通じて、保護者に協力依頼する。

## (2) 学習ボランティア活動

学習ボランティアを、PTAとの連携のもとに行うことにより、学校と保護者、地域が連携していることを児童に示す機会とする。

## 9. 教育委員会や関係諸機関等との連携

### (1) 重大事態の定義

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※重大事態の判断基準について

- ・児童が自殺を企画した場合
- ・心身に重大な被害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・いじめにより転学等を余儀なくされた場合

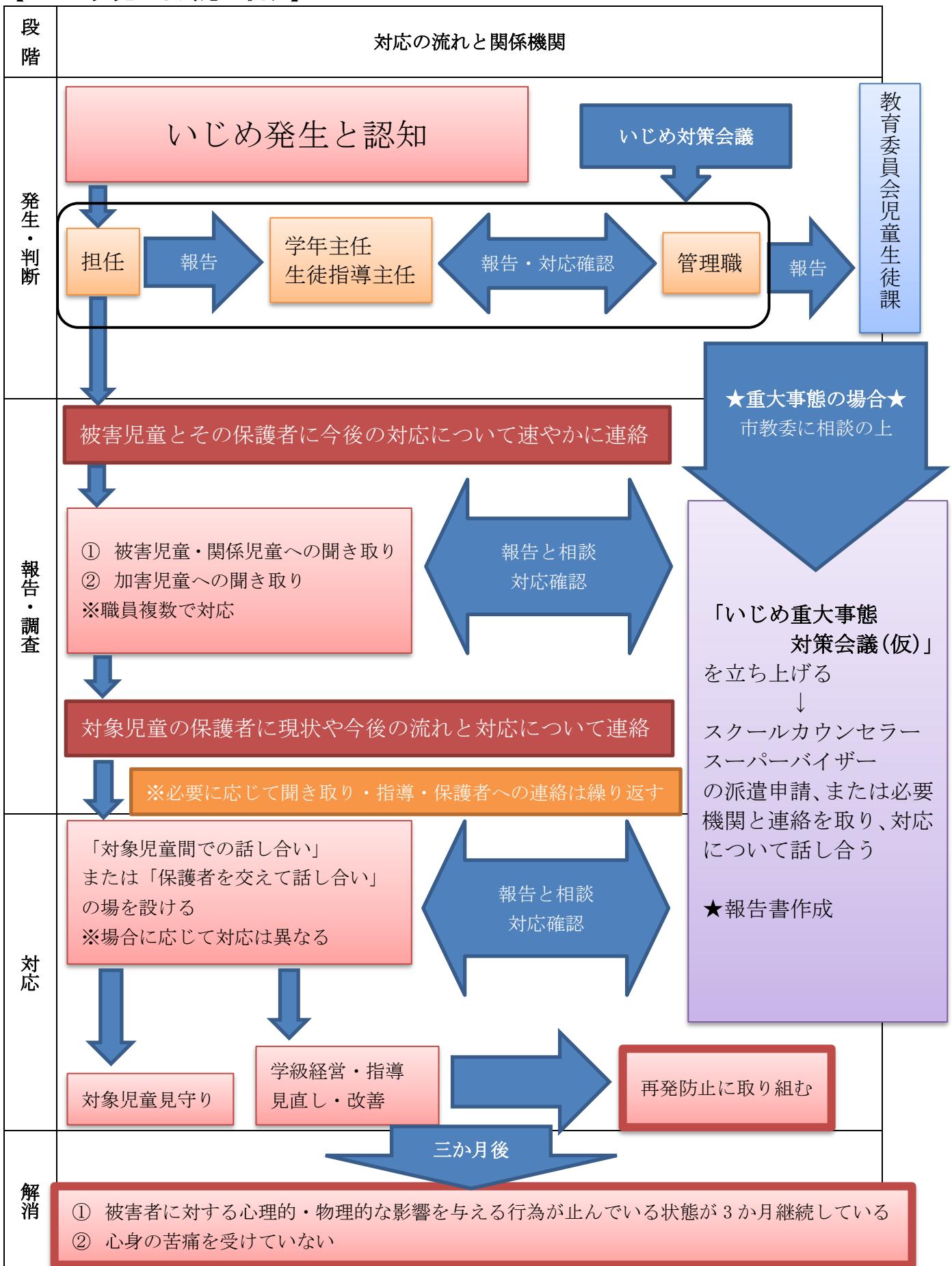
### (2) 対処

- ① 教育委員会児童生徒課に連絡する。(校長の判断による)
  - ・いじめ等の報告に際しては、その解決を第一に考え、正確かつ丁寧に説明を行い、隠ぺい等を行わないことは当然である。
- ② 市教委と相談の上、いじめ対策会議(仮称)を立ち上げる。
- ③ スクールカウンセラー及び必要に応じてスーパーバイザーの派遣申請をする。
- ④ 事実確認のための調査を行い、必要に応じて関係機関と連絡を取る。
- ⑤ 上記結果を児童及び保護者に提供する。

#### 【対象児童生徒・保護者に対し、速やかに説明・確認する事項】

- ① 重大事態の別(第1号か第2号か)・根拠
- ② 調査の目的
- ③ 調査組織の構成に関する意向の確認
- ④ 調査事項の確認
- ⑤ 調査方法や調査対象者についての確認
- ⑥ 窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

【いじめ発見から対応の流れ】



## 10. 学校評価等

(1) 「学校いじめ防止基本方針」については、生徒指導部会、職員会議、学校評議員会議等により毎年度末に、改訂を視野に入れた点検、評価をした後学校ホームページに公表するものとする。

(2) 学校評価を視野に入れた保護者アンケートの実施に際しては、学校のいじめ対策に関する項目により点検を行う。

## 11. 年間活動計画

月	主題	生活目標	取り組み
4月	学校のきまり	元気なあいさつをしよう	いじめ防止月間 豊小生活アンケート
5月	時間の遵守	時間を守って生活しよう	道徳（教科書等を活用したいじめに関する授業） 豊小生活アンケート
6月	梅雨時の生活	安全な過ごし方を工夫しよう	教育相談（豊小生活アンケート）
7月	整理整頓	身の回りをきれいにしよう	命を大切にするキャンペーン 豊小生活アンケート
9月	礼儀正しい生活	正しい言葉づかいで話そう	道徳（教科書等を活用したいじめに関する授業） 豊小生活アンケート
10月	読書に親しむ態度	協力して行動しよう	豊小生活アンケート
11月	落ち着いた生活	読書に親しもう	教育相談（豊小生活アンケート）
12月	体力づくり 感染症予防	寒さに負けない心と体をつくろう	豊小生活アンケート
1月	責任感	目標をもって取り組もう	道徳（教科書等を活用した自律、自由と責任に関する授業） 豊小生活アンケート
2月	友だちへの感謝	友だちのよさを見つけよう	教育相談（豊小生活アンケート）
3月	1年間の振り返り	一年間の学習や生活を振り返ろう	豊小生活アンケート

## 12. その他の事項

本基本方針は、いじめ問題対策を推進するために必要があると認められるときは、隨時見直しを行うものとする。